

令和7年第10回加賀市農業委員会定例総会

令和7年10月24日(金)

開会（午後1時24分）	
事務局（中田局長）	<p>これより令和7年 第10回加賀市農業委員会定例総会を始めさせていただきます。</p> <p>本日は、農業委員の現委員14名のうち13名の出席をいただいております。本日の総会が成立していることをご報告します。推進委員につきましては13名のうち11名の出席をいただいております。</p> <p>また、本日付議いたしました転用案件等の現地確認調査を、16日に杉森委員、西井委員、事務局職員2名の計4名で行いましたことをご報告いたします。</p> <p>それでは中村会長、議事進行をお願いいたします。</p>
議長挨拶	
議長（中村会長）	<p>皆さん、こんにちは。（あいさつ等）</p> <p>それでは、始めさせていただきます。</p>
議事録署名員の指名	
議長（中村会長）	<p>初めに議事録署名員の指名をいたします。</p> <p>14番 杉森委員、3番 幸前委員を指名します。</p>
議案第37号 農地法第3条の規定による許可申請について	
議長（中村会長）	<p>それでは議案の審議を行います。議案第37号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局から説明してください。</p>
事務局（西出）	<p>議案第37号 [REDACTED] ほか4名から農地法第3条の規定による許可申請がありましたので、そ</p>

の適否をお諮りします。案件は5件です。

整理番号1番、[]の譲受人が[]の農地を取得するものです。譲渡人は現在農業をしておらず、農地は耕作放棄地の状態で維持管理に困っているため、知人である譲受人へ農地を全て譲渡したいという要望がありました。譲受人は[]で林業を営んでいる傍ら[]にある農地で父親と一緒に野菜を耕作しております。申請農地は一部山林化している場所もありますが、譲受人は申請地を伐採しそこで果樹やイモを耕作する予定です。

整理番号2番、[]の譲受人が町内の農地を取得するものです。現在譲渡人は県外に住んでおり、譲渡人より依頼され農地の維持管理を譲受人が行っている状態です。今回譲渡人より農地を譲渡したいという要望があり、地元の農地の維持管理のため売買で申請農地を取得するものです。

整理番号3番、[]の譲受人が町内の農地を取得するものです。現在譲渡人は農業をしておらず、申請農地は耕作放棄地の状態です。今回譲渡人より農地を譲渡したいという要望があり、地元の農地維持管理のため売買で申請農地を取得するものです。譲受人は現在会社勤めですが、同居の親族が農業を営んでおり指導を受けながらかぼちゃ等を作付する予定です。

整理番号4番、[]の譲受人が町内の農地を取得するものです。譲渡人と譲受人の関係は親子になります。譲渡人が所有している持分2分の1を譲受人へ贈与するものです。譲受人の同居の家族が農業を営んでおり、申請農地も現状水稻を耕作しております。農地取得後も変わらず水稻を耕作する予定です。

整理番号5番、[]の譲受人が町内の農地を取得す

<p>議長（中村会長）</p> <p>議長（中村会長）</p> <p>議長（中村会長）</p>	<p>るものです。譲渡人は高齢のため農業をしておらず、譲受人に申請農地の耕作を依頼している状態です。今回譲渡人より農地を譲渡したいという要望があり、農地の維持管理のため譲受人が売買で農地を取得するものです。農地取得後は今まで通り水稻を耕作する予定です。</p> <p>以上、これら案件は資料2の調査書の通り、農地法第3条第2項各号のいずれの不許可要件にも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。説明は以上です。</p> <p>只今の説明に対して、ご意見、ご質問等ありませんか。 （意見、質問なし）</p> <p>ご意見、ご質問等がなければ、これより採決に入ります。 議案第37号 農地法第3条の規定による許可申請について適切と思われる方は挙手をお願いします。 （挙手全員）</p> <p>全会一致により、適切と認めます。</p>
<p>議案第38号 農地転用許可後の事業計画変更申請について</p>	
<p>議長（中村会長）</p> <p>杉森委員</p>	<p>次に、議案第38号農地転用許可後の事業計画変更申請について、事前に現地確認調査を行っておりますので、杉森委員から報告をお願いします。</p> <p>この案件は、議案第39号の整理番号1番2番と同時に申請があったものです。</p> <p>整理番号1番の転用目的は駐車場建設です。隣地境界と農地の高さが同じであることから、土砂の流出はないと考えます。また、砂利舗装であるため雨水は地面に浸透させております。</p> <p>整理番号2番の転用目的は自己住宅建設です。隣地境界に既存の擁壁があることから、土砂の流出はないと考えま</p>

<p>議長（中村会長） 事務局（中田局長）</p>	<p>す。また、生活排水は下水道で処理し雨水は道路側溝に流す計画です。</p> <p>以上、周辺の農地に特段影響はないと認めました。報告は以上です。</p> <p>それでは、事務局から説明してください。</p> <p>1番は [] にあり、田 182 m²、畑 15 m²、合計 197 m²、転用目的は駐車場建設です。議案第 39 号の 1 番と同じ案件ですので併せて説明いたします。当初の事業者は、資材置場として平成 14 年 12 月に 5 条許可を得ました。しかし、所有権だけ移転し現地は何も行いませんでした。そのため現況は耕作放棄地の状態であり、地目は農地のままとっております。この度、申請地隣で [] を営んでいる申請者がこの土地を購入し駐車場とするものです。申請地は、農地の拡がりか 10ha 未満の農地の一部であることから第 2 種農地と判断されますが、既存施設の面積 1/2 以内の拡張であるため、許可相当に該当するものと考えます。</p> <p>2 番は [] にあり、田 251 m²、転用目的は自己住宅建設です。議案第 39 号の 2 番と同じ案件ですので併せて説明いたします。当初の事業者は自己住宅を建てる目的で昭和 56 年 3 月に 5 条許可を得て所有権移転をしました。しかし、現地は現況耕作放棄地の状態であり地目は農地のままです。この度、 [] に住む譲受人が結婚を機に申請地を購入して自己住宅を建設するものです。申請者は [] を営んでおり、資料 1 の写真に見える申請地右側の家を [] 38 番と合わせて自己住宅を建設する予定です。申請地は、農地の拡がりか 10ha 未満の農地の一部であることから第 2 種農地と判断されますが、集落に接続しているため許可相当に該当するものと考え</p>
-------------------------------	--

議長（中村会長）	えます。 説明は以上です。 只今の説明に対して、ご意見、ご質問等ありませんか。 （意見、質問なし）
議長（中村会長）	ご意見、ご質問等がなければ、これより採決に入ります。 議案 第 38 号農地転用許可後の事業計画変更申請について、適切と思われる方は挙手をお願いします。 （挙手全員）
議長（中村会長）	全会一致により、適切と認めます。

議案第 39 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議長（中村会長）	次に、議案 第 39 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、事前に現地確認調査を行っていますので、杉森委員から報告をお願いします。
杉森委員	<p>それでは、報告します。</p> <p>整理番号 1 番と 2 番は、先ほどの議案第 38 号で説明しましたので説明を省略いたします。</p> <p>整理番号 3 番の転用目的は駐車場建設です。周辺に農地がないことから農地への影響は特に問題ありません。</p> <p>整理番号 4 番の転用目的は自己住宅建設です。隣地境界と農地の高さが同じであることから、土砂の流出はないと考えます。また、生活排水は浄化槽で処理し雨水と共に道路側溝に流す計画です。</p> <p>以上 4 件とも、周辺の農地に特段影響はないと認めました。報告は以上です。</p>
議長（中村会長）	それでは、事務局から説明してください。
事務局（中田局長）	1 番 2 番は、議案第 38 号で説明した通りとなりますので省略いたします。

	<p>3番は [] にあり、田2筆、142㎡、転用目的は駐車場です。譲受人は市内で [] を営んでおり、隣地も購入し作業場として活用するそうです。申請地は、第一種住居地域にあるため第3種農地と判断され、原則許可に該当するものと考えます。なお、申請地には [] が建っていることから、譲渡人からは始末書が提出されております。</p> <p>4番は [] にあり、田、632㎡、転用目的は自己住宅建設です。譲受人はこれまで [] の奥様の実家で同居していましたが、これから家族が増え手狭と判断し、申請地を購入して自己住宅を建設するものです。また、敷地後ろのスペースに [] を設置する予定をしております。申請地は、農地の拡がりか10ha未滿の農地の一部であることから第2種農地と判断されますが、集落に接続しているため許可相当に該当するものと考えます。</p> <p>議長（中村会長） 説明は以上です。</p> <p>議長（中村会長） 只今の説明に対して、ご意見、ご質問等ありませんか。 （意見、質問なし） ご意見、ご質問等がなければ、これより採決に入ります。 議案第39号 農地法第5条の規定による許可申請について、適切と思われる方は挙手をお願いします。</p> <p>議長（中村会長） （挙手全員） 全会一致により、適切と認めます。</p>
議案第40号 非農地証明願について	
議長（中村会長）	次に、議案第40号 非農地証明願について、事前に現地確認調査を行っていますので、杉森委員から報告をお願い

<p>杉森委員</p> <p>議長（中村会長）</p> <p>事務局（中島）</p> <p>議長（中村会長）</p> <p>議長（中村会長）</p> <p>議長（中村会長）</p>	<p>いします。</p> <p>それでは、報告します。</p> <p>整理番号1番から3番の案件の現地を確認したところ、現在人の背丈以上のセイタカアワダチソウ等が生い茂っており、耕作放棄地の状態でありました。</p> <p>報告は以上です。</p> <p>それでは、事務局から説明してください。</p> <p>整理番号1番から3番は [REDACTED] にあり、田、3筆、面積1,000㎡です。本案件は、今年度の4月の定例総会において審議され、この3筆は否決になりました。この度、再度の申請が出てきております。現在土地の状態は人の背丈以上のセイタカアワダチソウ等が生い茂り耕作放棄地の状態であり、判断は難しいと思われます。</p> <p>説明は以上です。</p> <p>只今の説明に対して、ご意見、ご質問等ありませんか。 （意見、質問なし）</p> <p>ご意見、ご質問等がなければ、これより採決に入ります。</p> <p>議案第40号 非農地証明願について、適切と思われる方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手少数）</p> <p>賛成少数により、不適切となります。</p>
<p>議案第41号 農用地利用集積等促進計画（案）について</p>	
<p>議長（山崎職務代理）</p> <p>事務局（西出）</p>	<p>（中村会長は議案関係者のため退室）</p> <p>それでは、私が代理で議長を務めさせていただきます。</p> <p>議案第41号 農用地利用集積等促進計画(案)について、事務局から説明してください。</p> <p>農地中間管理事業の推進に関する法律により農用地利用</p>

<p>議長（山崎職務代理）</p> <p>議長（山崎職務代理）</p> <p>議長（山崎職務代理）</p>	<p>集積等促進計画（案）について意見を求められているので、その適否をお諮りします。</p> <p>整理番号1番と2番の案件は、耕作者が同じため一緒に説明させていただきます。■■■■の2名の地権者からそれぞれ■■■■にある田7筆 合計面積 10,897 m²を、機構を通し10年間の新規使用貸借権で借り受けるものです。権利設定後は水稻を耕作していくものです。</p> <p>説明は以上です。意見聴取について審議の程よろしくお願ひします。</p> <p>それでは、只今の説明に対してご意見、ご質問等はありませんか。</p> <p>（意見、質問なし）</p> <p>ご意見、ご質問等がなければ、これより採決に入ります。議案第41号 農用地利用集積等促進計画(案)について、適切と思われる方は挙手をお願いいたします。</p> <p>（挙手全員）</p> <p>全会一致により、適切と認めます。</p>
<p>報告 第18号 農地貸借の合意解約について</p>	
<p>議長（山崎職務代理）</p> <p>事務局（中島）</p>	<p>（中村会長に関係する報告のため引き続き議長：山崎職務代理）</p> <p>次に、報告第18号 農地貸借の合意解約について、事務局から説明してください。</p> <p>今月の届出は2件、地目は田6筆 合計 8,227 m²の届出です。</p> <p>1件目は、今月案件農地法3条2番で耕作者がその農地を買受けのため、合意解約書が提出されたものです。</p> <p>2件目は、耕作者の都合により合意解約書が提出されたものです。</p>

<p>議長（山崎職務代理）</p> <p>議長（山崎職務代理）</p>	<p>以上、この件について解約条件は無く、土地の引き渡しについても問題が無く適当と考えます。</p> <p>説明は以上です。</p> <p>只今の説明に対して、ご意見、ご質問等ありませんか。</p> <p>（意見、質問なし）</p> <p>なければ、終わります。</p> <p>（中村会長 議長席へ戻る）</p>
<p>報告 第 19 号 農地利用最適化活動について</p>	
<p>議長（中村会長）</p> <p>議長（中村会長）</p>	<p>次に、報告 第 19 号 農地利用最適化活動について、報告のある方は挙手をお願いします。</p> <p>（委員 3 名からの報告）</p> <p>その他事務連絡については、事務局から報告してください。</p>
<p>事務連絡</p>	
<p>事務局（宮下）</p> <p>議長（中村会長）</p>	<p>その他資料（資料 3）当面の日程のみを説明（活動実績等を報告）</p> <p>ほかに何かありませんか。なければ、以上をもちまして令和 7 年 第 10 回加賀市農業委員会定例総会を閉会いたします。</p>
<p>閉会（午後 3 時 5 分）</p>	